

Q 自分に市・県民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 課税された方には、平成27年度市・県民税の納税通知書を税務課から送付しています。市・県民税が非課税の方で臨時福祉給付金の支給要件に当てはまると思われる方には、8月下旬から申請書を郵送しています。
なお、課税状況について、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

Q 基準日（平成27年1月1日）以降に生まれた方や亡くなった方は給付金の対象ですか？

A 基準日に生まれた方は臨時福祉給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。支給決定後に亡くなられた場合は、受け取る権利が相続の対象となります。

● ご注意 ●

- 原則として、申請期間外や平成27年1月1日時点で南国市に住民票がない方の申請は受け付けできません。
 - ・一定の住居を持たない方でいずれの市町村にも住民票がない方については、平成27年1月2日以降であっても、南国市で住民票の手続きを行えば申請することができます。
 - ・DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに南国市にお住まいの方については、南国市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間は各市区町村により異なります。南国市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。
- 平成27年度は、支給要件を満たしている方については、**臨時福祉給付金**と**子育て世帯臨時特例給付金**の両方を受け取ることができます。子育て世帯臨時特例給付金に関しては、福祉事務所子育て応援係（☎880-6566）にお問い合わせください。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

市役所や県庁、厚生労働省の職員などが金融機関のATM（現金自動預け払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきたり郵便物が届いた場合は、南国市臨時福祉給付金窓口や南国警察署（☎863-0110または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

● 問い合わせ先 ●

- 申請方法に関するお問い合わせ
南国市福祉事務所（南国市役所内）
「臨時福祉給付金」窓口 専用ダイヤル ☎088-880-6580
【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分
- 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192
【受付時間】 平日 午前9時～午後6時

臨時福祉給付金の申請は 9月1日(火)受付開始です。

● 支給要件 ●

- 支給対象者
 - ・平成27年度の市・県民税が課税されていない方
 - ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（市・県民税でどなたかの扶養親族になっている方）や、生活保護の受給者などは除きます。

- 支給額
 - ・1人につき **6,000円**
 - 昨年度に実施した加算措置はありません。

【住民税が課税されない所得水準の目安】

・給与所得者

区 分 (扶養親族等の数)	非課税限度額 (給与収入ベース)
単 身	93万円
夫婦（1人）	137.8万円
夫婦子1人（2人）	168.3万円
夫婦子2人（3人）	209.9万円

・公的年金等受給者（年齢は平成27年1月1日現在）

区 分 (扶養親族等の数)		非課税限度額 (年金収入ベース)
単 身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦 (1人)	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

※南国市（生活保護基準の3級地）における非課税限度額

● 申請方法 ●

- 申 請 先：南国市福祉事務所（南国市役所内）「臨時福祉給付金」窓口
平成27年1月1日時点の住民票（住民登録）が南国市にある方が申請できます。

- 申請期間：平成27年9月1日(火)～平成28年2月1日(月) ※当日消印有効

- 提出書類：申請書
本人確認書類
運転免許証・保険証・パスポートなどの写し
指定した口座が確認できる書類
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ氏名）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

支給対象になると思われる方には、8月下旬から順次、申請書類を郵送にてお届けしています。詳しいことは、お送りした案内をご覧ください。

● 給付金の受取方法 ●

- 申請書に記載した**指定口座に振込み**ます。
金融機関口座をお持ちでないなど、振込みによる支給が困難な場合には別途対応します。
- 支給（振込）開始は10月中旬頃を予定しています。

